

2025年7月28日

東京都知事 小池百合子様
東京都教育委員会教育長 坂本 雅彦様
東京都議会議員 益子ひろき様

日本語を母語としない子どもの教育の制度改善・充実に係る要望書

東京の日本語教育を考える会 代表 中山真理子

貴職におかれまして、日頃より、外国につながる子どもの教育条件改善のため多々ご尽力くださり、関係者一同心より感謝しています。

しかしながら、目下のところ、コロナ以降に新規来日する子どもたちの急増という緊急事態に対応できていません。

また、長年の東京都には次の3つの大きな問題があり、解決されていません。

- ① 区市町による日本語指導体制の地域格差が大きいこと
- ② 日本語指導が必要な児童生徒の実態把握ができていないこと
- ③ 日本語指導が必要な児童生徒に対する指導時間の絶対的不足

以下、要望を提出いたしますので、適切な対応に向けてのご高配を賜りたくお願い申し上げます。

【要望の主旨】

東京都教育委員会は、令和6年3月に「東京都教育ビジョン第5次」を策定しました。この教育ビジョンの「誰一人取り残さない」の発想に立ち、東京都教育庁グローバル人材育成部による「日本語指導推進ガイドライン」が作成されました。このガイドラインには「外国人児童・生徒等に関する諸課題の解決のためには、国や地方公共団体等が役割を分担し、相互に連携・協力しながらその役割を適切に担っていくことが必要です」と書かれています。

今後、関係部署が十分連携し、施策を推進していただきたく、以下要望いたします。

【要望内容】

1. 地域格差解消に向けて、東京都教育委員会は日本語学級設置を推進し、東京のどの地域に住んでいても「特別の教育課程」による日本語指導が受けられるようにしてください。

(1) 日本語指導担当課は学校教育課と連携し、日本語学級を拡充してください。

- ・文科省が「特別の教育課程」によって示したことは、日本語指導は学校教育の任務であり、期限を定めず、学年相応の学習ができるようになるまで学校として責任をもつということです。東京都には、日本語学級の制度があり、「特別の教育課程」への移行は難しくありません。日本語学級を足掛かりに、「特別の教育課程」の実施を推進してください。
- ・東京都では日本語指導の地域格差が大きく、「日本語学級が設置されておらず、いまだに短期間の初期指導程度で日本語指導が終了する地域」があります（資料参照）。日本語学級設置の条件に合う区市がすみやかに設置できるよう、区市と協議を進めてください。

(2) 少数散在地域でも「特別の教育課程」を実施できるよう、日本語指導ができる東京都講師を東京都が任用し、配置してください。

(3) 各地域の現場の関係者から広く意見聴取と情報交換を十分に行い、政策に反映させてください。

2. 政策立案と日本語指導体制整備の基礎となる実態調査を実施し、結果を公表してください。
正確な現状認識に基づいて、対応策を構築してください。

東京都で毎年実施している「日本語指導が必要な児童・生徒の受入状況等に関する調査」に関し、以下の詳細なデータを公表して下さい。

(1) 小中高の「特別の教育課程」の実施状況を具体的に明らかにしてください。

「特別の教育課程」の実施地域、学校数、指導対象児童生徒数、指導担当者、指導時間、指導内容を公表してください。

(2) 日本語加配教員の配置状況を公表してください。

日本語加配を行っている学校数、学校名、加配教諭の人数、日本語指導を受けている児童・生徒数を公表してください。

(3) 「日本語指導が必要な児童・生徒数」として、まず「来日3年以内」の児童・生徒数を把握してください。

文部科学省が調査対象としているのは「学習活動に支障がある児童・生徒」の数です。

ところが、東京都は、外国籍児童・生徒全体における日本語指導が必要な児童・生徒の割合が、他自治体に比べて非常に少なく、全国平均からもかけ離れています（資料参照）。東京都には、短期間の初期指導のみで、支援から取り残されている児童・生徒が多くいますが、そうした児童・生徒が「日本語指導が必要な児童・生徒」として把握されていません。

- ・都教委が作成した「日本語指導推進ガイドライン」でも、学習言語能力は「習得に最低でも5年程度かかる」とありますが、まずは、小中高の「来日3年以内」の児童・生徒数を調査して明らかにしてください。都立高校の在京外国人生徒等対象の入試は「在日3年以内」とされています。外国籍・日本国籍ともに海外から編入の児童・生徒の来日3年以内の人数把握をお願いします。
- ・都立および私立高校に在籍する「日本語指導が必要な生徒」の数を学校ごと、学年ごと、入学前の学習機関ごとに正確に把握して公表してください。母国で9年間の教育を修了して来日し、直接に高校に進学する生徒の数も把握してください。

(4) 日本語指導が必要な中学生の卒業後の進路を把握してください。

中学校卒業年次生の、「日本語指導が必要な生徒」がどのような進路を選択したか、調査・公表してください。高校に進学しなかった生徒の実数、その進路も明らかにしてください。

既卒の受験生が学ぶ主な学習支援機関についても把握してください。在京外国人等入試の大きな一角をなしています。

以上をもとに、必要な日本語学級数、小中高での加配数の基礎資料を出してください。

3. 学年相応の学習に支障がなくなるまでの指導・支援環境を整えるために以下の施策を実行してください。

(1) 日本語学級の通級年限の2年を撤廃し、文科省の方針通り、学年相応の学習ができるようになるまで学びを継続できるようにしてください。

特に小学校では、その後の学習に参加していくためにこれは非常に重要です。

(2) 日本語指導ができる教員を採用・配置してください。

日本語学級の教員には専門性が必要であり、適切な人材を配置するよう文科省も求めています。新規採用教員だけではなく、東京都の教員の「自己申告書」の異動希望のチェックを入れる欄に「日本語学級担当希望」も加え、希望する教員を掘り起こし、積極的に配置してください。

(3) 外国につながる児童・生徒の担任および日本語指導担当者に必要な研修を実施してください。

外国につながる生徒が在籍学級に円滑に受け入れられるよう、態勢づくりが不可欠です。

- ・従来の「日本語指導を担当する教員向け」研修以外に、「学級担任向け」の東京都教職員研修センターの教員研修を作ってください。
- ・学校内では、専任教員以外の立場で、日本語指導に関わる関係者が多くいます。すべての指導関係者を東京都の教員研修の対象にしてください。

(4) 日本語指導が必要な児童・生徒を支援している地域の団体、支援者との連携、協働を強化してください。

- ・学校における日本語指導を補完する役割を担って、地域で日本語・学習支援を行っている教室が多数あります。また学齢を超えて来日した既卒生は、高校進学を目指し、地域支援団体や日本語学校で学んでいます。このように、日本語支援を必要とする児童・生徒等の教育を支える地域の団体、支援者と連携して実態を把握し、情報交換を進め、協働を図ってください。